

令和3年度豊田市における障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「法」という。）」第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品の調達等の推進を図るための方針（以下、「方針」という。）を策定するものです。

2 目的

障がい者就労施設等が提供することができる物品及び役務（以下、物品等という。）の提供に関し、市が優先的に購入することを推進することで、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とします。

3 適用範囲

本市における推進方針の適用範囲は、市長部局、会計管理者、消防本部、上下水道局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び豊田市土地開発公社（以下、「市長部局等」という。）とします。

4 調達対象施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とします。なお、(2)及び(3)については「豊田市障がい者優先調達対象施設等確認書」の提出をもって確認します。

(1)「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設(上記、ア、イ、ウのいずれかを行うものに限る)
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2)障がい者を多数雇用している企業

- ア 障がい者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障がい者多数雇用事業所(次の3つの要件を満たすもの)
 - ①障がい者の雇用人数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める割合が重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3)在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者

(自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障がい者)

イ 在宅就業支援団体

(在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体)

5 調達推進方法

令和3年度の調達推進方法は、次のとおりとします。

- (1)障がい者就労施設等のうち障がい者総合支援法に基づく事業所・施設等からの調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約(以下、特定随意契約という。)を積極的に活用します。
- (2) 共同受注窓口の活用により、障がい者就労施設等からの更なる役務の供給を促進します。
- (3)販路拡大や販売促進、新たな製品開発や品質向上など事業の安定的な運営を図るための仕組みづくりを検討し、障がい者就労施設等における生産活動の活性化を目指した支援を行います。

6 調達目標

令和3年度の調達目標は、次のとおりとします。

市からの発注件数:85 件

7 調達推進方針及び調達実績の公表

- (1)本市における方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2)調達実績については、令和4年6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表します。

8 その他の対応

職場体験事業の実施について

障がい者就労施設等からの役務の提供について、市内部における啓発を進めるため、市長部局等及び特定協会公社等において職場体験事業を実施します。

9 担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とします。